

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会



15 2019年7月号

住人

住まう

ひと

すまーと

◎地籍調査事業の提言活動に大きな進展!!

◎進む空き家対策!!

・空き家相談員養成のための研修会
・北部7市町「空き家&移住相談会」を開催!!

地籍調査事業の推進について国土交通省と懇談

～官民境界等先行調査に法的根拠を!～

情報提供事業

消費者保護を
目的として、
不動産に関する
調査研究事業・
不動産流通事業等
を行っております。

本協会は、平成30年12月12日(金)国土交通省田中政務官室にて、地籍調査課長ら国土交通省幹部に対して、直接、地籍調査事業の進め方に関する提言について説明し、意見交換を行う機会を得ることができました。

地籍調査は、一筆ごとに調査・測量を実施するため、特に都市部において進捗が極めて遅く、協会では、事業効果を早期に広域で発現させる方策として「官民境界に的を絞った調査を先行して実施し、民民境界はその成果を活用して取引等の必要が生じた際にその者が行う」ことをこれまで関係各方面に提言してきました。

しかし、現行制度や基準がある下での提言の実現には限界もあるため、活動を拡げ、国にも働きかける必要があることから、今回は地籍調査の根拠法である国土調査法の改正素案を示し、官民境界等先行調査を法的に位置づけて活用を図ることを併せて提案しました。また、全宅連の担当副会长、委員長にも立ち会っていただきました。

意見交換では、国土交通省が現在進めている第7次国土調査事業十箇年計画の検討においても、地籍調査の推進に官民境界等先行調査の活用が効果的であるとされており、そのための法制度の整備が2020年の通常国会で行われる予定であり、提言内容は概ね盛り込まれることになるとの見通しが示されました。

このように大きな進展があったことについては、平成31年3月19日(火)に京都市、同年4月16日(火)に京都地方法務局及び京都府に各々ご報告するとともに、官民境界等先行調査に対する取り組みの準備と協力をお願いしました。

今後の地籍調査事業に関する提言活動は全宅連に引き継ぎ、京都宅建は積極的に協力していくこととしています。



田中政務官(中央右)に提言書を渡す千振会長



京都府農林水産部幹部(手前)と意見交換

<地籍調査とは?>

市町村が事業主体となり、測量を通じて土地の境界、面積、所有者などの基礎データを整備し、地図を作成するもの。費用の9割以上は国と都道府県が負担。「土地の戸籍」と呼ばれ、土地取引、公共事業、災害復旧などに不可欠。

京丹後市と「空家等対策の推進に関する協定」を締結

京丹後市では、空き家バンクを平成21年度に設置し、京都宅建会員有志による協力のもと空き家対策に取り組んでこられましたが、移住希望者数に比べて空き家バンク登録物件数の不足が生じており、バンクへの物件登録の推進が課題となっています。

空き家の利活用には所有者等の悩みや不安の解消が重要であることから、このたび、市民からの空き家に関連する様々な相談に適切に対応し、空き家の適切な管理、利活用に繋げるため、各分野の専門家団体と連携して取り組む体制づくりとして、標記の協定を締結することとなりました。

協定の締結式は、平成30年12月18日(火)京丹後市役所峰山庁舎2階において開催され、三崎京丹後市長、松田京都宅建副会長、足立第七支部副支部長のほか、弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、建築士会からの代表が出席し、署名された協定書が披露されました。

京丹後市と5団体が協定を締結したことで、空き家に関する相談、流通促進などに協力していく体制が整い、今後、京都宅建も第七支部を主軸にして空き家相談など、市や他団体と連携した取組みを進めてまいります。

情報提供事業

消費者保護を
目的として、
不動産に関する
調査研究事業・
不動産流通事業等
を行っております。



三崎市長(左から3人目)、松田副会長(右から2人目)

城陽市と「空家等の対策に関する協定」を締結

城陽市が実施した空き家等実態調査(平成28年度)によると、市内には1,030戸の戸建て空き家があり、空き家所有者の40%が利活用のための情報や助言を求めています。市の「空家等対策計画」(平成30年度)においても、空き家所有者の様々な不安や悩みの相談に対応できる仕組みづくりが課題とされています。

そこで、「市及び専門機関が相互に連携・協力して、市内の空家等が管理不全な状態とならないよう空家等の対策を進めるとともに、流通促進・利活用等の必要な施策を講じること」を目的に掲げた標記の協定を市と関係団体が締結することとなりました。

協定の主眼は、空き家所有者等からの多様な相談に対応する相談体制づくりにあり、京都宅建は「空家等の売買等に関する相談への対応」を担います。

協定の締結式は、平成31年1月29日(火)城陽市役所において開催され、奥田市長、千振会長、三浦第六支部支部長のほか、2団体の代表により協定書への署名が行われました。

今後も京都宅建は、第六支部を主軸に市と連携しながら、様々な取組みを進めていくこととしています。

情報提供事業

消費者保護を
目的として、
不動産に関する
調査研究事業・
不動産流通事業等
を行っております。



左から三浦支部長、千振会長、奥田市長

空き家相談員の養成 ～スキルアップ研修会を開催～

多くの市町が空き家対策に取り組まれています、空き家の利活用を進めるためには、空き家を所有する方々が抱える様々な悩みや不安に的確に対応できる相談体制づくりが課題となっています。

本協会では、城陽市と連携して空き家相談体制の構築と、それを支える空き家相談員の養成に取り組むこととしました。そこで、国土交通省の平成30年度空き家対策の担い手強化・連携モデル事業に応募したところ、採択されたので、補助金も活用しながら、(一社)全国空き家相談士協会関西支部などの協力を得て、会員や市町職員などを対象とした全体のスキルアップ研修と城陽市空き家相談員としての登録研修を実施しました。

	空き家相談スキルアップ研修会(全体研修)		城陽市空き家相談員研修会 (ローカル研修)
	京都会場	北部会場	
開催日	平成31年2月15日(金)	平成31年2月25日(月)	平成31年2月22日(金)
会場	キャンパスプラザ京都	ル・クレア(福知山市)	文化パルク城陽
研修内容	・空き家の現状とリスク ・空き家相談・利活用と課題		・城陽市における空き家対策、 相談体制について ・空き家に係る相続問題
参加者	150名	70名	37名

全体研修とローカル研修の両方を受講した34名が城陽市空き家相談員として登録され、今後、市と共催する空き家相談会などで相談員として活躍していただくことになります。本協会では、城陽市での取組みをモデルケースとして、今後、他の市町でも空き家相談員の養成、登録を進めてまいります。



キャンパスプラザ京都



ル・クレア



文化パルク城陽

北部7市町と連携し「空き家&移住相談会」を開催

平成31年3月10日(日)12:00～16:00、イオンモール京都 Sakura館 4階「Kotoホール」において、京都府北部7市町の空き家対策・移住促進担当部局と連携して、「空き家&移住相談会」を開催しました。

この取組みは、本会の呼び掛けにより実現したもので、北部7市町合同での初の自主企画です。京阪神地域にお住まいの方で、府北部への移住を希望して空き家バンクに利用者登録をしている方(約1,500人)に相談会の開催案内を郵送し、現地ではなく交通の便の良い京都駅前において、京都府北部の情報を一堂に集めて提供し、様々な相談にも応じるというものです。

相談会では、市町の移住担当職員による地域紹介、移住に関する各種制度の紹介や相談対応をするとともに、第七支部会員を主体にした本会宅建士による空き家相談と豊富な物件情報の紹介などを行いました。

当日は、あいにくの雨模様でしたが、20組(約40人)の方が来場され、個別相談も10件あり、十分な手ごたえを得るとともに、今後も同様の共同企画を継続していくことが確認されました。本会も引き続き協力、連携を進めてまいります。



<http://www.kyoto-takken.or.jp/>

京都宅建

検索

●発行所：公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3(京都府宅建会館)
Tel.075-415-2121(代) Fax.075-415-2120

●制 作：株式会社住宅新報

年2回発行